

## 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第61回）議事録

日 時 令和6年3月21日（木）10:00～11:55

場 所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員） 藤村委員長、工藤委員、久保委員、渡邊委員

（関係府省庁）総務省消防庁消防・救急課救急企画室 高野室長

財務省主税局税制第二課 安掛課長補佐

国税庁課税部酒税課 大貫課長補佐

農林水産省畜産局競馬監督課 水野課長

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 小久保室長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 堀野課長

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当） 田中参事官

文部科学省高等教育局高等教育企画課 小幡課長

文部科学省高等教育局大学教育・入試課 古田課長

文部科学省高等教育局私学部私学行政課 神山課長

（事務局）内閣府地方創生推進事務局 市川局長、河村局次長、安楽岡審議官、

曾我参事官、矢野参事官補佐

### 1. 開会

（曾我参事官）委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、藤村委員長、よろしくお願いたします。

### 2. 令和5年度の評価について

「救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（特例措置番号413）」

（藤村委員長）議事に従いまして、進めてまいります。

議事次第2の「令和5年度の評価について」ですが、まずは特例措置番号413「救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業」について、事務局から御説明をお願いいたします。

（曾我参事官）承知しました。

資料2-1、2/115ページを御覧いただければと思います。こちらは413の関連資料になってございます。

3/115ページでございます。こちらは特例措置の概要が記載してございます。「救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業」ということで、平成19年12月に措置されているものでございます。

「これまで」という四角を御覧いただきたいと思います。救急隊は、救急自動車1台及

び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないというのが原則になっております。

関係法令としましては、消防法施行令、施行規則などがございます。

黄色い楕円を御覧いただきますと、こちらが特例措置の中身になってございます。緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができるという特例でございます。

下を御覧いただきますと、認定件数がございます。令和6年2月末現在で1件となっております。右下のボックスに「～横浜救急改革特区～（平成20年3月認定）」とございますが、現在横浜市で1件実施例がございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。4/115というところでございます。「②調査計画の概要」の一番上の四角でございますが、過去の評価時期につきまして、平成21年に評価を実施しないこととしまして、2. で（本年度が最初の調査）と記載ございますけれども、こちらは今回初めて調査するところでございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。5/115ページでございます。「1. 本年度の調査結果の概要」ということで、私からは調査委員会の調査の概要を御報告させていただきます。後に総務省さんから総務省さんがやられた調査については御説明があると思っております。

「評価・調査委員会の調査では」というところでございますけれども、活用自治体では、特区計画に定めたとおり特例事業を実施しているが、平成30年度以降特例適用の出動回数は減少し、現状では特例措置を活用した搬送は年数回程度、軽症の傷病者を搬送していることが確認された、コールトリアージの際に2名で出動可能であったが、自治体の判断の結果3名以上で出動した事例は令和4年で104回あり、具体的な事例としてストレッチャーの使用が必要な場所やリスクの高い既往症のある傷病者の搬送などが挙げられたとなっております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。6/115でございます。「③調査結果の概要」ということで「3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点」について御紹介させていただきます。評価・調査委員会の調査では、現場における2名で活動する救急隊のリスク、負担は他自治体でも大きいものと考えられ、アンダートリアージを許容するための強力なバックアップ体制も必要、重篤患者への適切な人員の配置などについては、特例措置の効果は明確には分からないとの回答があったということでございます。

一旦私からは以上でございます。

（藤村委員長）分かりました。どうもありがとうございます。

続きまして、当該特例措置の所管官庁であります総務省より説明をお願いいたします。（総務省高野室長）よろしく願いいたします。総務省消防庁でございます。いつもお世話になってございます。

そちらにお伺いする予定でしたが、先ほど北関東の地域で大きな地震がございまして、急遽リモートで失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、資料の⑤、13/115になりますでしょうか。この資料について御説明をさせていただきたいと思っております。今、表示されているものでございますけれども、消防庁といたしましても、今回のこの特区制度の措置につきまして調査をさせていただきました。その内容について御報告申し上げます。

まず、消防庁といたしましては、「④調査内容」のところがございますように、特区制度の運用実績、運用上の支障、運用実績等を踏まえた課題ということで、実際にこの制度を運用している横浜市消防局に対して調査を行ったところでございます。

「⑤調査結果」の部分を御覧いただきまして、全体といたしまして、調査票による調査でございますけれども、1つ目の黒マル（設問3、4）とございますところを御覧いただきますと、こちらの特区制度を運用した出動件数につきまして、平成22年をピークに減少しており、令和4年には8件ということで非常に減ってきている状況になってございます。その理由ですが、横浜市見解にございますように、この2名体制での救急活動を実施するに当たりまして、その安全性の確保という観点から、横浜市独自で追加の条件を設定しております。こうしたことで緊急度判定の安全性向上を図ったわけですが、実際はこうしたことから要件が厳しくなっており、活用実績が減ってきているといったことでございます。

その独自の追加条件につきましては、3つ下の黒マル（設問8）にございますように、特区制度で定められている特例要件の他に、その下の追加条件の項目を追加しているということでございます。

あわせて、2つ目の黒マル（設問5、6）を御覧いただきますと、こちらは2名体制で出動できるという要件に該当はしているものの、実際は2名体制では出ず3名体制の通常の救急隊で出動した件数、これにつきましても、平成24年をピークに減少してきています。

また、その下の黒マル（設問5、7）とございますけれども、こちらは2名体制で一旦出動しましたが、実際に現場での状況を救急隊が見て、追加で人員増強を実施した件数でございます。こちらでも平成22年をピークに減っておりまして、平成30年以降は0件が続いている状況になってございます。

この初めの黒マルを3つ合わせまして、全体の運用実績が非常に小さくなってきている実態にございます。

少し下に進んでいただきまして、黒マル（設問9）でございますけれども、こちらが2名体制での運用についての改善すべき点及び課題についてということでございますけれども、横浜市見解の1つ目にありますように、2名体制の救急隊は活動上の負荷及びリスクが非常に高いということで、これらの課題を解決するために不測の事態に備えるための体制整備が必要であり、こうしたことに必要なコストが非常にかかってございまして、そういったことから、そのコストに見合った効果が得られない可能性が高いと回答いただいております。

2つ目ですけれども、2名運用救急隊として出場できたといいたしましても、その2名で構成する救急隊が出ている間は、一旦消防署に戻るまで3名で構成する救急隊に戻すことはできないため、次の事案が3人で出るべき事案であったときに、その救急隊が連続して出ることがなかなか難しいということで、特に救急ひっ迫時の部隊運用への制約が想定されるといった課題をお持ちでございます。

1枚おめくりいただきまして、今の文書での調査に併せまして、追加ヒアリングも行ってございます。こちらで先ほどのもの以外で申し上げますと、1つ目の黒マルでございませけれども、特区制度の運用実績が少ない理由についてでございますが、平成20年に認定を受けて以降、東日本大震災でありますとか、また、個別に平成23年に山形市で救急車不出動と指令員が判断した後にその方が死亡した事案がございまして、こうしたことが事件として取り上げられました。また、その後、ここ数年の近年の新型コロナウイルス感染症の流行といったことで、救急需要が非常に増えている中で、社会情勢が大きく変化をしております、救急活動上のリスクの回避を考慮する必要があるということをお聞きしております。

あわせまして、1つ飛びまして、3つ目の黒マルのところを御覧いただきますと、この2名体制運用の改善すべき点や課題でございませけれども、2名体制で出動する際に、119番通報の入電があった際に緊急度判定を行いますけれども、その際に2名体制で出動できるという「低緊急」、緊急性の低いいわゆる「C」判定を行うためには、「高緊急」、緊急度の高い判断に比較しまして、より多くの項目を聴取する必要があり、長い時間を要するというので、コールトリアージといいます、入電時のトリアージにおいても非常に負担が大きくなっているということをお聞きしております。

その次ですけれども、2名体制で出動するという選択は、増隊を抑えられる可能性はございませけれども、一方で、高いリスクを背負うことになりまして、必要な人員確保などの運用体制の整備コストも高くなっているということでございます。

その他としまして、その次の黒マルのところでございますけれども、この制度を運用するに当たりまして、医師の常駐が必要だという要件が課されておりますけれども、こちらにつきまして、横浜市消防局の場合、もともと24時間常駐する体制があり、特区制度活用のために新たに指導医を確保する必要がなかった、ということをお聞きしてございます。

長くなりましたが、その次の下の⑥のところですが、こうしたことを踏まえ、消防庁としまして、今回の横浜市で適用されている特例に関する弊害の有無ということでございますけれども、先ほど申し上げたとおりですが、2つ目の段落にございますように、救急隊員2名で構成する救急隊を運用する際にも、傷病者の安全性の確保が最優先というのは当然のことでございます、そういったことから、横浜市消防局の場合は先ほど御説明したように追加条件を設定して運用してございます。こうしたことで体制整備のコストがかかることが判明しております、横浜市消防局におきましては、コストに見合った効果がなかなか得られないということで、近年では極めて運用数が少なくなっているという実態が

ございます。

その下でございますけれども、こうしたことを踏まえまして、「⑦全国展開により発生する弊害の有無」ということでございます。弊害ということよりも、本特区を全国展開しましても、以上のような状況を踏まえますと、導入する消防本部が新たに出てこないのではないかとということが想定されていることが一番大きな問題かと考えてございます。その理由は、その下に3点挙げさせていただいておりますけれども、特に2点目の活動上の負荷及びリスク、その解決に必要な体制整備のコストに見合った効果が十分に得られないのではないかとということ、先ほど申し上げた医師の常駐ということも含めまして、コストが非常に高くなっているということ。それから、3点目でございますように、実際に平成21年度の内閣府で実施していただいた全国調査においても新規導入ニーズはなく、その後も導入に向けた相談が消防庁にも寄せられていない状況でございます。従いまして、本特区制度を全国展開する場合には、他の消防本部における導入ニーズがあることを再確認した上で行うべきではないかと考えてございます。

消防庁からの御説明は以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

では、委員の皆様から御意見、御質問を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

実績もあまりないしということで、評価意見案を事務局から説明をいただきたいと思えます。

(曾我参事官) 承知しました。

それでは、資料3、87/115ページを御覧いただきたいと思えます。

こちらで評価意見案ということで用意させていただいております、413に関しましては、89/115ページを御覧いただきたいと思えます。このうちの「⑤評価」というところでございます。今回、その他（今後5年ごとに状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。）、こういった評価の案を御用意させていただいております。

⑥としまして、その判断の理由でございますが、先ほど来、事務局側と総務省さんから御紹介のありました調査結果に基づきまして、こういった形の案を御用意させていただいております。

「⑦今後の対応方針」というところで、ほぼ評価のところの記載と重なりますけれども、本特例措置について、関係府省庁は、今後5年ごとに状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う、こういった形で案を用意しております。

以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

この評価意見案について御意見を伺いたいと思えます。いかがでしょうか。

どうぞ。

(工藤委員) オンライン参加の工藤でございます。

評価書の案としてはこれでよろしいかと思えます。今回なのですが、重要性、趣旨は非常によろしいかと思うのですが、残念ながら今まであまり使われていないこと、それから、使われる条件がいろいろとあることで、実際には大変いい趣旨とはいえそれほど今後も広がりがないようなことは、現在までの状況で明らかになってきていると思われます。そういった意味では、今後どのような自治体さんに使っていただけるのか、それから、現場での課題などがどうなのかを整理した上で、また将来的に分析すればよろしいのではないかと思いますので、コメントとして付け加えさせていただきます。

私からは以上でございます。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。

そのほか、御意見はございますでしょうか。よろしいですかね。

では、今、事務局から御紹介のありました評価意見案を委員会の評価意見として了承することとしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、この評価意見案を委員会の評価意見として了承することといたします。

以上が最初の案件ですね。

消防庁、どうもありがとうございました。

(総務省高野室長) ありがとうございます。

(総務省退室)

(財務省、国税庁入室)

### 「特産酒類の製造事業（特例措置番号709（710，711）」

(藤村委員長) 続きまして、特例措置番号709（710、711）の「特産酒類の製造事業」について、事務局より説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

それでは、2-2、19/115のところに、特例措置709（710、711）の関連資料ということで目次を掲載させていただいております。

次のページを御覧いただきたいと思えます。特例措置の概要でございます。

「これまで」というところを御覧いただきたいと思えます。現行制の説明でございますけれども、酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない、製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合は免許を受けることができないという最低製造数量基準が現在ございます。

関係法令としましては、酒税法が挙げられております。

黄色い楕円の部分ですが、特例措置の内容の記載がございます。今回は単式蒸留焼酎に

ついてということでございますけれども、地域の特産物である農作物等を原料とした単式蒸留焼酎を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を単式蒸留焼酎に当たっては適用除外とするという中身になってございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。21/115ページということで、「②調査計画の概要」、一番上のボックスの一番下の部分の行に過去の評価時期とございますけれども、平成31年、令和元年に直近では評価をしております。

次のページを御覧いただきたいと思います。22/115ページでございます。「1. 本年度の調査結果の概要」のところでございます。評価・調査委員会の調査では、観光客の増加や雇用創出等により地域活性化につながっていることが確認された、また、特区限定であることによる希少価値が認められることが確認されたということで、26/115ページを御覧いただきたいと思います。Q7としまして、本事業は地域にどのようなメリットがありましたかという調査に対して各自治体からの回答を御紹介させていただきます。

表を御覧いただきますと、青ヶ島村につきましては、島内でしか飲めない幻の酒として価値が高まっている。

上から3つ目の碧南市につきましては、農家と醸造という2つの特産品を碧南市内で新たな特産品として生むことができる。

その下の多気町につきましては、新たな特産品物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図れた、また、観光客など交流人口の拡大により、地域の活性化が図れたとなっております。

その2つ下の三島村につきましては、単式蒸留焼酎製造者が競合状態にある本県で特区を活用したことにより、他の焼酎製造者からの御協力を受けることができた、また、特区を活用していることにより国・県・民間団体より注目され、広いPR活動につながっている。

檜原村でございますが、檜原村は急峻な山々とこれらをつなぐ尾根に囲まれ93%は山林が占めており、平地の畑が少ない中で特産品であるじゃがいもを原料として本事業を行っているため、特区認定を受けたことで事業が可能となったといった御回答をいただいているところでございます。

22/115ページに戻っていただきたいと思います。一番下のボックスでございますが、「3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点」でございます。評価・調査委員会の調査では、仮に全国展開される場合、全国各地で地域活性化及び業界の活性化が図られる可能性がある一方、特区限定であることによる希少価値が失われる、また、競合先の増加による業績停滞（または悪化）も懸念されるという意見があったと、このようにしてございます。

一旦私からは以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

続きまして、当該特例措置の所管官庁であります財務省より説明をお願いいたします。

(財務省安掛課長補佐) 財務省主税局税制第二課で酒税を担当しております安掛と申しま

す。どうぞよろしく願いいたします。

今、事務局から御説明いただいたとおりでございまして、本特例によりまして、税制上何か弊害が生じているかどうかという点につきまして、執行をしています国税庁において調査等をしていただきました。

その結果は、既にお目通しいただいているとおりでございすけれども、一定数不適切な処理や状況が生じているところもございまして、この特例によって税務上の弊害がないように執行上のコストもかかりながら、不適正な処理を行っている実態にもありますので、そういったことが起きている実態を踏まえつつ、他方で、本特例自体は地域活性化の意義があるところでもございすので、そういった政策効果という点と実際に起きている税務上の弊害を総合的に御判断いただくことが適切ではないかと考えております。

こういった弊害がないように、執行当局でも適切な指導等、相談対応等をしておると承知しておりますので、可能であればこういった弊害が無いのが一番望ましいわけでございます。税においての問題は無いのが望ましいわけでございますので、本特例につきましては、各市町村、認定計画を行っている内閣府さんでもこういったことが生じないように広報等もしくは個別の適用者に対してアプローチをかけていただくと、こういったことがより無くなっていくのではないかと考えております。

そういったことを総合的に考えた中で、今回評価意見を出していただいている内容につきましては、改めて5年後に評価というところでございますので、その点につきましては、特段御異論ないというところでございます。

簡単ではございますが、御説明は以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、委員の皆様から御意見、御質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

(曾我参事官) 事務局から、事前に財務省さん、国税庁さんから御回答をいただいて共有していますが、今回、過少申告や記帳義務誤りなどがあったということで、もう少しどういった事案が実際にあったかなど、お答えできる範囲で教えていただけますでしょうか。

(国税庁大貫課長補佐) 国税庁酒税課の大貫と申します。よろしく申し上げます。

今回我々の実際の税務調査になりますので、申し訳ございませんが、個々の情報はお答えを控えさせていただこうと思っております。

その中で、こういった誤り、問題があるかといいますと、数多くあるのは、記帳義務というものがありまして、記帳しなくてはいけないことになっているのですけれども、どうしてもそれが抜け落ちてしまったりだとか、記載が誤っていた、こういう状況が見受けられます。本当に故意にやっているというよりは、酒税法や通達などで記帳事項が定まってはいるところですが、まだ事業を始めたばかりで知識が不完全なところもあって、どうしても一部抜け落ちてしまうようなものがあったりします。

実際にこういったものについて、今度はどのように是正していこうかということになり

ますけれども、我々としては税務署あるいは国税局に担当者はおりますが、集合指導や調査の際に、こういうところは違っているから確認して直して欲しいというような指導をしております。また、次の調査時には前回の指摘したこういう事項については直っていませんかということで、改めて確認をしているところになります。

今回特区的関係のお話をさせていただいて、単式焼酎だったりとか、製造体験もそうなのですけども、まだ始まって間もないことがありますので、引き続き検証していく必要があると考えております。

(財務省安掛課長補佐) 少し補足させていただきますと、記帳義務だから軽微なものかと受け止められる方もおられるかと思うのですが、これは実は罰則があるようなものの違反でございます、お酒の製造につきましては、どうしても造ってそのまま飲まれてしまうと、誰の目にも触れずに分からなくなってしまうという問題が起きやすい特殊な、それでいて意外と造りやすいという特殊な物品でございますので、必ず造った内容ですとか、そういったものの記帳は事後に税務調査をする場合にはとても大事な情報になりますので、その記帳義務がきちんと果たされていないというのは、酒税法の中でも非常に重いものとして罰則が定められているところがございますので、そういった内容での違反が起きていること自体は、我々としては非常に重たいものだと認識をしております。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。

今、おっしゃった点は、いわゆるデジタル化が進んでいくと大分是正されるのですか。

(財務省安掛課長補佐) 直接改善されるかどうかは非常に難しく、記帳義務は紙に記入しなくてはいけないということではなくて、デジタルでも当然ながら記録はしていただくということになります。しかも、どれぐらいの量をどう造ったのかについて常に機器監視ができるとか、計量機器が常に連動しているとか、そういったことがあれば、言葉が悪いですけれども、作為的にいじったりしないで自動的に記録されるようなことがあれば、それは非常に税務署側にとってみても信頼ができる計量であり、かつ納税者にとってみても手間が少ないということであれば、改善の期待ができるツールの一つになり得ると思っております。そういった機器なりシステムみたいなものが、酒蔵は何千軒とありますけれども、どの程度一般の市場として、それをつくる側のメーカーさんとして、産業としてどこまでそういったものがビジネスとして成立するかというところは若干あるかと思えますけれども、そういったシステムがあれば効率的にかつ確からしい記録が残せるというのは、非常に有意義かと思っております。

(藤村委員長) 仕入れた原材料の量と出来上がった製品の量はある種の法則がありそうな感じで、AIがそれを監視できるとかとなると記帳の正確さも大分上がってくるかとも思いますが、道半ばということですか。

(財務省安掛課長補佐) そうですね。

(藤村委員長) 分かりました。工藤先生、どうぞ。

(工藤委員) 今日はかなりざっくばらんなお話を、財務省、国税庁の皆様、ありがとうござ

ございました。大変参考になります。

確かに酒税法上の特殊性ということから、軽微であっても重要だということは認識しております。ただ、この場合、恐らくどちらかというところでは故意というよりは過失が多いのかと。なぜそうかという予想をするかといいますと、主にこういった業者さんは中小どころか零細だと思っておりますので、人的なパワーとか、マンパワーの問題とか、本当に知識の問題とか、そういった問題もあるのかと予想します。これは酒税に限らず同類の例えば農業法人などでも、小さな団体は非常に難しいというのはよく分かっているところです。

その上で、先ほどデジタルの関係で幾つかございましたので、2点コメントさせていただきます。

確かに御指摘のとおり、これ自体一つのビジネス補佐のためのビジネスが成立するかというと、そうではないので、何かデジタルツールができるかどうかというのは難しいとは思いますが、先ほど会場の御発言がどなたかお声だけで分からなかったのですけれども、例えば原材料から実際にできた量を勘案して、その間にどの程度誤差があるのかみたいな話は、今どきの生成AIの世界だとそれほど難しいことではないかと思っております。要は、ここで重要なのは、本当に細かくやっていただくためというよりは、それが一つの目安になることによって、記載する側の業者さんにとってある程度参考になったり、あるいは使いやすいと。それから、もう皆様方御案内なので、釈迦に説法になるかと思っておりますが、既に例えば税の申告などでもデジタル化することによって必要事項を全部に記載しなければ先に進めないというシステムづくりはされていると思っておりますので、その中でマニュアル化をしつつ、同時に適度なデジタルツールで管理することによって過失がなくなるあるいは過失を減らすことができるのではないかと考えますので、その辺はぜひ前向きに、それほどお金のかかるツールではないと思っておりますので、考えていただければと思います。

その上で、2点目なのですが、この辺は故意ではなくて過失だとするならば、指導していただくのが第一ですし、それから、今後まちづくりのために何かやりたいと思っている方がやりやすいようにするためには、あるいは敷居をなるべく低くするのがそもそも特区の趣旨でございます。そういった観点からは、せっかくこれだけ御指導いただいているのであれば、事後に指導することも大事だと思うのですけれども、将来的にこのようなことをしたいという業者さんやその潜在的な方、あるいはこれから税務申告しなければいけない方に対するマニュアル化とか、その辺をぜひやっていただければ、恐らくお手持ちにはいろいろと資料があるかと思っておりますので、それを分かりやすいような形で発信していただくことによって、このような過失はかなり今後防げるのではないかと思います。

趣旨としては非常によく、皆さんもそれを御理解いただいているから非常に御努力いただいていると思っておりますので、ぜひ前向きに地域振興のためということでお願いできれば幸いです。

以上でございます。ありがとうございました。

(河村局次長) 確認だけなのですけれども、今、工藤委員から御指摘があった件に関連し

て、過失が多いと思うのですけれども、悪質な仮装隠蔽を伴うような不記載もあるのでしょうか。

（国税庁大貫課長補佐）過去の例からすると、あります。

（財務省安掛課長補佐）2点いただきまして、1点目につきましては、そういった手法についてはどこまで取り入れられるかという部分はございますけれども、執行上の中もございますし、事業者さん側のニーズもあります。他方で、小さいからもし問題があっても少し目をつぶってというのは、規模の大小で事の善悪を判断するのはまた別の考え方もあるかと思えます。また、御提案のありましたなるべくそういった過失みたいなものが生じないようにシステムで対応することが可能であれば、それは引き続き勉強はしていきたいと思っております。

（工藤委員）御説明ありがとうございました。

誤解があるようですので、小さいから目をつぶると私は申し上げていません。法律はどんなに小さくても大きくても全く同じであるべきだと思いますし、そこに逆にいわゆるダブルスタンダードがあっては全くいけないと思っていますので、そういうことを主張される方もいらっしゃると思いますが、私はそうではないので、そのところは誤解のないようお願いしたいと思います。

（財務省安掛課長補佐）承知しました。

（工藤委員）その上で、ただし、先ほど悪意のある業者もあったということなのですが、それは必ず一定の割合でいるのは仕方がないので、それを防ぐ意味でも、事後の指導だけではなくて事前にそういう業者が出ないようにするというのも重要ではないかと思えますので、そこをぜひ御検討いただければという趣旨でございました。

ありがとうございます。以上です。

（財務省安掛課長補佐）ありがとうございます。

（藤村委員長）分かりました。そのほか、御意見はございますでしょうか。どうぞ。

（久保委員）1点だけ久保から質問させてください。

調査報告の結果の紙なのですけれども、調査結果のところに税務執行コストについて具体的な数字が書かれていると思うのです。1場当たり所要日数が約12.8人日という記載がありますけれども、この数字をどう考えればいいのか。つまり、ほかの通常の税の執行コストと比べて大きいのか小さいのかは、どう考えたらよろしいのですか。

（国税庁大貫課長補佐）ここにつきましては、大きいか少ないかでいうと、製造場によって規模やそういったものもありますので、それによってぶれてしまうことはありますけれども、平均して12.8となると、若干多いかという気はしております。ほかの一般の酒税調査の1場当たりと比べると、少し大きいかという気はしています。それはいろいろ消防の確認だとか、これはありますかといったときにつくっていませんという話になってくると、そこで指導が入ったりしますので、そういった意味で数字が膨れているものと考えられますが、これだけ見るとちょっと大きいような感覚でおります。

(久保委員) この数字だけが書いてあったので、相対的な比較がよく分からなかったので御質問させていただいた次第なのですけれども、制度を全国展開した場合、税務執行コストは結構デメリットという記載がいろいろと見受けられますけれども、現状では何とか税務執行はキャパシティーの範囲内でやっていけるけれども、これが増えていくと難しくなってくるということになるのですか。

(国税庁大貫課長補佐) 単純にそのとおりでございまして、特区以外でも、今、人気のあるクラフトビールだったり、小規模ワイナリーが増えてきておりますので、それだけで税務職員、お酒の担当は全国でも700人程度しかおりませんので、それで3,000近い製造場を管理しておりますので、増えてくると正直厳しいところがあります。事務量的な問題でございまして。

(藤村委員長) そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

では、ただいまの議論を踏まえまして、取りまとめを行いたいと思います。評価意見案について事務局より御説明をお願いします。

(曾我参事官) 承知しました。91/115ページを御覧いただきたいと思います。こちら、709(710、711)の評価意見でございまして。

「⑤評価」の部分ですけれども、特区において当分の間存続(令和10年度に改めて評価を行う。)という形になっております。

⑥の判断の理由につきましては、先ほど来、御報告、御説明のあったところでございます。

「⑦今後の対応方針」のところを御覧いただきたいと思います。本特例措置について、関係府省庁は、現在認定されている特区及び今後認定される特区について状況の把握を行い、令和10年度に改めて評価を行う、こういった案になっております。

以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

当面は全国展開せずに見守るということですね。この評価意見案について、いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、この評価意見案で取りまとめを行いたいと思います。

渡邊先生、どうぞ。

(渡邊委員) 渡邊でございます。

一言というか、大したお話はできないのですけれども、1つだけ私の今までの経験の中で面白い事案がありましたので、皆さんに御紹介したいと思っております。特に酒造りが日本の産業の中でも珍しい事業であって、それが今どうなっていて、そして、日本の経済ルールの中でどういう難しいことがあるのかということをお話したいと思っております。

私、もう随分前、15年ぐらい前に、裏日本のある造り酒屋さんの経営の立て直しというところで伺ったことがございます。そのときに、とてもユニークなビジネスの仕方を取り入れた醸造業者さんがいらっしゃいました。そこはもちろんタンクを使ってお酒を造るの

ですけれども、それに水を入れて、瓶にそれを詰めて運ぶと。そうすると、その辺の直接お酒に因しないところのコストが非常にいろいろ出てきて、決してプロフィットナブルなビジネスではなかったというところがございます。

その代々の社長さんといいますか、その人がやったのは、普通はお酒を造って、その酒を瓶に入れて、煮沸をして、いろいろなもので発酵を抑えて、そのようなことをやっているわけですけれども、その造り酒屋さんは自分のところで使っている酒のタンク、これの小ぶりなものを開発しまして、このタンクを酒屋さん、販売店に買っていただいて、そして、自分のところで造ったお酒をいわゆるバキュームカーみたいなものに載せて、取引先の酒屋さん、お酒を今度は具体的に売っている方、何十軒とあるのでしょうかけれども、そこをその酒を入れたタンクをしょった車で回って、酒屋さんに着くと、その酒屋さんで買っていただいたタンクに減った分だけ流して埋めていく、そのようなことをやっていると、それはプロフィットナブルで効率よく非常にうまくいった。そして、古い企業さんが多いですから、その古い企業さんの少し近代化みたいなのところにも力を発揮したということがございました。

そういう意味では、いろいろなことがこれから酒の業界には起きると思いますので、なかなかお酒の業界も育てるといいますか、そういうことも今後の中では必要なのだらうと思いました。

横に外れたようなお話をさせていただきましたけれども、いろいろ今までの非常にシンプルなビジネスの仕方から大分大きくビジネスの在り方、販売の仕方など、今、酒造業界の中、特に田舎にありますような酒造業者さんたちがいろいろ知恵を出し合って動かしているというところがございます。

今、遠隔でやっておりますので、皆さんの顔を見ながらお話しできなくて申し訳なかったのですが、いろいろな変革が酒の業界では起きているということは、一つ頭に入れさせていただいてもいいのかと思いましたので、お話をさせていただきました。

以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

評価意見をまとめるということでいきますと、91/115、92/115にあります評価意見案、これを委員会の評価意見にしたいと思いますが、その点はよろしいですかね。

(渡邊委員) 異議はありません。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。

では、特例措置番号709については以上でございます。

### 「清酒の製造場における製造体験事業（特例措置番号712）」

続きまして、特例措置番号712「清酒の製造場における製造体験事業」について、事務局から御説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

目次を割愛して、37/115ページを御覧いただきたいと思いますが、事業措置の概要でございます。こちらは「清酒の製造場における製造体験事業」でございます。令和元年12月に措置されたものでございます。

「これまで」というところのボックスを御覧いただきたいと思いますが。こちらは現行制の御紹介をさせていただきます。こちら酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない、既に清酒の製造免許を受けていても、別の製造場で清酒を製造する場合には、新たに免許を取得する必要があるというところでございます。

関係法令は、酒税法です。

黄色い楕円を御覧いただきたいと思いますが。特例措置の概要がございます。清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなすというところでございます。

下に認定計画数がございます。令和6年2月末現在で5件となっております。

次のページ、38/115を御覧いただきたいと思いますが。「②調査計画の概要」でございますが、「1. 過去の評価結果の概要」ということで（本年度が最初の調査）となっておりますが、本年度最初の調査でございます。

次のページ、39/115を御覧いただきたいと思いますが。「1. 本年度の調査結果の概要」がございます。評価・調査委員会の調査では、5自治体のうち4自治体が、当初の予定どおり製造体験事業を実施し、期待していた効果が発現していることが確認された、主に「観光入込客数」や「売上・販路拡大」について一定の効果があつたというところでございます。

41/115ページを御覧いただきたいと思いますが。Q6ということで、これまでに実施した実施回数などの質問に対して回答をいただいております。御覧いただきますと、佐渡市、設楽町、大和郡山市、宇佐市の実績が載っております。それぞれ実施回数、佐渡市の場合ですと令和2年から4年にかけて1回、3回、5回、設楽町におきましては令和3年134回、令和4年85回、大和郡山市は24回、宇佐市は91回となっております。

次のページを御覧いただきたいと思いますが。42/115ページでございます。こちらは効果についてなどを質問した結果でございます。

佐渡市につきましては、「観光入込客数」は効果の有無はありということで、製造体験を通じた長期間滞在による佐渡ファンの育成により、令和4年度の参加者17名のうち、8名は再訪者となっており、国内だけでなく海外からも来島している。「雇用の創出」の効果あり、製造体験を行う「学校蔵」だけでなく、併設して日本酒の副産物と佐渡食材を活用した発酵食品を提供するためのカフェを運営することにより、さらなる雇用創出につながっていると回答いただいております。

設楽町を御覧いただきたいと思いますが。「観光入込客数」は効果あり、本町にとって新

たな体験型の観光資源であり、そこから波及する田植え、稲刈り、交流人口の増加がある、田植え、稲刈りとも限定50人。「雇用の創出」、新たに雇用の創出はないという回答でございます。

一番下の宇佐市を御覧いただきたいと思います。「観光入込客数」、本施設が開業したのは令和4年5月であり、令和2年からのコロナ禍の影響もあり、効果測定困難。「雇用の創出」はあり、本施設による新規雇用5名（パート）となっております。

39/115ページに戻らせていただきます。「3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点」、評価・調査委員会の調査では、事業を実施している全ての自治体から、本特定事業を実施するに当たって弊害はないという回答があった、全国展開された場合、特区として独自性がなくなり、発現した効果が薄れるなど懸念を示す回答があったということでございます。

以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、所管官庁であります財務省より説明をお願いいたします。

(財務省安掛課長補佐) 最初の件と重なる部分がありますので、省略をさせていただいたほうがよろしいかと思っておりますが、税務上の適正な納税が確保されているかという点と地域活性の観点からどの程度の効果があるのかという点を総合的に御判断いただきたいというところでございます。

追加で申し上げれば、今、雇用がどの程度生まれているかといった地域活性化の観点から定量的な効果について御回答いただいている点もございますけれども、その点、定量的に経済効果という点ですとか、プラスの面とマイナスの面をきちんと確認した上で、全体としてプラスになっているのだという点をもう少し確認ができるのであれば、そういった点についても確認を進めていくと、地域活性化の意義という点の根拠が肉づけされていくのかと認識しております。

少し簡単ではございますが、以上でございます。

(藤村委員長) この資料の50/115を見ますと、先ほど御質問のあった「⑤調査結果」の税務執行コストが1場当たり31.8人と、非常に多いですね。手間がかかると。

(国税庁大貫課長補佐) そうですね。実際にここを調査するに当たっては、4社中2社の調査になっておりまして、詳細は申し上げづらいところがありまして、実際に非違事項としては100%ですから、2社に調査に入りまして、2社とも非違事項があったということがまずあります。あとは調査の規模感、会社の規模感になろうかと思っておりますので、その点で時間がかかっていることが考えられることとなります。

(藤村委員長) 分かりました。先ほどと割と似たような問題が発生しているところですね。

(国税庁大貫課長補佐) 基本的には同じ問題です。

(藤村委員長) 委員の皆様からの御意見、御質問はいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

(工藤委員) オンライン参加の工藤でございますが、1点だけ単純な質問なのですけれども、こちらについても税務上の問題点は、基本的には先ほどのような必要事項等の未記載等々が多かったのでしょうか。もし違う性質の問題点があれば、差し支えない程度でどういうタイプの問題だったかについてお伺いしたいと思います。

(藤村委員長) お願いします。

(国税庁大貫課長補佐) 資料の51/115ページに調査結果ということでつけさせていただいております。先ほどの単式のところの話と違うのは、期限後申告とかそういったものがなくて、1の(2)非違の状況ですけれども、ここであるのが記帳義務の誤りだったりとか、申告・届出義務の誤りがあったという形にしておりますので、こういった非違が見受けられたと。単式焼酎の特区と違うところは、期限後申告や期限後納付がなかったということが挙げられると思います。

(工藤委員) 御説明ありがとうございました。

そうすると、期限の話以外は比較的に似たような問題点だったという認識をさせていただきました。

その上で、1点コメントさせていただきますと、こちらは非常にコストがかかる、要するに、単体当たりのコストがかかるのが一番問題なのかと思いました。その上で、対策は事前のいろいろな指導であるとか、そういうことなのかと思うと同時に、基本的にこれは今後のことを長期的に考えると、先ほどの製造のみならず製造にプラス体験ということで、今どきのいわゆるモノ消費からコト消費ということにも非常に合致する政策ではあると思いますので、現場でお手数はかかるかと思うのですが、何とか1件当たりのコストを抑えるような方向性で工夫ができれば、ぜひ御検討いただければと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

(藤村委員長) 何か工夫はありますか。

(財務省安掛課長補佐) 一番事業者と距離の近い地方公共団体の担当者が二人三脚でこういった特区などの認定計画の提出や実際の事業の御相談などを受けておられると思いますので、可能であれば地方公共団体で定期的に接触する機会を図っていただくですとか、もしくは、ざっくばらんに申し上げれば、今、順調にいつているのかとか、税務申告の関係は大丈夫かということを少しプッシュ型でアプローチをかけていただけると、委員の方からお話のあったような懸念も事前の注意になって、より結果的に非違は少なくなっていくのではないかと、立場を離れば個人的にはそのように思ったりいたします。

(藤村委員長) 分かりました。

(工藤委員) ありがとうございました。御指摘のとおりだと思います。

その上で、1点だけ付け加えさせていただきますと、市の規模などを拝見しますと、必ずしもそれぞれの市町村において、地方自治体において、十分な税務担当者の数があるかどうかとか、そういった問題もあるかと思えます。それから、この規模ですと、一部必ずしもそんなに小さくないところもございますが、恐らく固定資産税や通常の業務だけで結

構手いっぱい的人数の中でやりくりしているのが現実かと思しますので、そうすると、新しいタイプのこういった酒税関係であるとか、そういったことになかなか対応できる人材がないのも、各自治体ですとありがちかと思えます。そういった意味では、最近は徴税に関しては一部事務組合などもっと広域で対応するところも出てきておりますが、恐らくこれは特区の特色を考えますと、地元の地方自治体さんのみが対応しなければならない現実がございますので、ぜひその辺は、ある意味で大変なことを申し上げているのですが、あまり現場に投げてしまっても対応できない自治体さんも多いかと思しますので、いい意味で二人三脚で今後やっていただければ幸いです。

以上でございます。ありがとうございます。

(藤村委員長) 時間の関係もでございますので、評価意見案をお示しいただいて、最後、取りまとめをしていきたいと思えます。

事務局、お願いします。

(曾我参事官) 承知しました。

93/115ページを御覧いただきたいと思えます。712について「⑤評価」でございます。特区において当分の間存続(令和10年度に改めて評価を行う。)となっております。

95/115ページを御覧いただきますと、「⑦今後の対応方針」でございます。本特例措置について、関係府省庁は、現在認定されている特区及び今後認定される特区について状況の把握を行い、令和10年度に改めて評価を行うとなっております。

以上です。

(藤村委員長) この評価意見案について、いかがでしょうか。これで取りまとめてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

(藤村委員長) では、ただいま事務局から御紹介のありました評価意見案をこの委員会の評価意見として了承したいと思えます。

では、財務省、国税庁の方、どうもありがとうございました。

(財務省安掛課長補佐) ありがとうございます。

(財務省、国税庁退室)

(農林水産省入室)

### 「地方競馬における小規模場外設備設置事業(特例措置番号1010)」

(藤村委員長) 続きまして、特例措置番号1010「地方競馬における小規模場外設備設置事業」について、事務局から説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

資料の53/115ページを御覧いただきたいと思えます。本特例措置の概要がございます。「地方競馬における小規模場外設備設置事業」、平成17年12月に措置されております。

「これまで」というところで現行制の記載がございます。場外馬券発売所の設置につい

ては、位置、構造及び設備が基準に適合し、地域社会との調整が十分に行われていることなどの事項について審査を受け、農林水産大臣の承認が必要となっております。

関係法令としては、競馬法施行規則59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準がございます。

下の黄色い楕円を御覧いただきたいと思います。特例措置の内容、概要でございます。窓口が5以下の小規模の場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなすとなっております。

下のところに認定件数がございます。令和6年2月末現在1件となっております、右下でございますけれども、「～地方競馬ミニ場外特区～（平成19年7月認定）」ということで、愛知県競馬組合の例がございます。

次のページ、54/115を御覧いただきたいと思います。「②調査計画の概要」でございます。一番上のボックスの一番下の行、過去の評価時期、（H20：ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。）と。

2.としまして、過去の評価において現状の課題などについては（本年度が最初の調査）となっております、本年度が最初の調査でございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。55/115ページでございます。「1. 本年度の調査結果の概要」、評価・調査委員会の調査では、本特定事業を活用し小規模場外施設を設置した効果として、以下のとおり名古屋競馬の振興と地域の活性化に寄与していることが確認されたということで、3つポツがございますけれども、3つ目のポツを御紹介いたします。本施設設置以降、地域社会や来場者との間でトラブルや苦情もなく、地域行事にも参画することで地域社会に溶け込んでおり、地域住民から好意的な声が上がっている、計画以上の訪問者数となっており、地元商店街の活性化にも寄与、一方で、インターネット投票が主流の中、新たに場外施設を設置することは投資効果などを慎重に見極める必要があるとの認識から、現時点で本特例事業を活用する予定はないとの回答があったということでございます。

次のページ、56/115を御覧いただきたいと思います。「③調査結果の概要」「3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点」、評価・調査委員会の調査では、本特定事業を活用しても地域社会との十分な調整が必要となり、設置するまでの時間と労力は必要となるが、少ない投資で場外施設の設置が可能となるため、新たな競馬ファンの掘り起こしにつながるとの回答があったというところでございます。

以上です。

（藤村委員長）どうもありがとうございます。

続きまして、所管官庁であります農林水産省より説明をお願いいたします。

（農林水産省水野課長）それでは、資料の通しページ62/115に私どもの資料がついてございますけれども、私どもはまさにこの特区を利用されている愛知県競馬組合さんとそれ以

外の残りの13主催者について調査をしております。

まず、「⑤調査結果」でございますけれども、重複するところではできるだけ省きたいと思っておりますけれども、愛知県の競馬組合さん、まさに特区利用者側のところでございますけれども、令和元年度をピークに場外馬券場の施設、場外施設は減少しております。また、売上げに占める場外施設の売得金、売上げの中で場外施設がどれだけ占めるかについても、本特定事業を開始した平成19年からは大きく減少して、当時は52.8%でございましたが、現在6.8%になっている状況となります。

一方、先ほど述べていただいたとおり、当該事業で一定程度の売上げの効果があつたことと、新規ファンの獲得にも貢献するというところで、計画で想定していたような効果を上げているということでもございました。

特定事業に係る地域からの苦情等については、先ほど述べていただいたとおり、地元調整を丁寧にやっていたということもあって、現時点では生じていないということでもございます。私も拝見させていただきましたけれども、地域に溶け込んだ施設ではないかと感じるところでもございました。

あとは、この施設自体に新規の要望はありませんけれども、現時点で置かれている当該施設については、継続を希望しているということでもございました。

愛知県以外の主催者の調査でございますけれども、競馬の売得金自体は愛知県と同様、全主催者においてインターネットの販売が大宗、ほぼ9割がインターネットの販売になってございますので、場外施設の売得金自体がどんどん減ってきて、現在7.6%ほど、10%を切っているような状況になってございます。

新規ユーザーの獲得といった小規模場外の先ほど愛知県競馬組合さんがおっしゃったような有用性については、一定の評価はしていますが、新しく場外施設を設置するとなると、それなりのコスト、人件費等々を考えなくてはいけないということもあって、現時点で新規の施設設置を希望している事業者は、どの主催者もないという状況でもございました。

いろいろ聞いている中で、これが全国展開した場合にどういうことが考えられるかということでもございますけれども、まず、私どもによる直接の要件確認が省略されるということ、周りに教育機関や周辺の地域の目配りが減少するなど環境負荷が増加するのではないかと懸念ですとか、人通りの多いところに設置される傾向にありますので、警備体制が小規模になるということになると、小規模場外の特徴から20歳未満の者による馬券の購入防止でございますとか、依存症の関係について支障が生じるのではないかと懸念が示されております。

加えて、事務的な問題としては、これは両面の見方があると思っておりますけれども、農林省に申請するより特区の中でいわゆる知事部局の承認を得なくてはいけないとなると、こちらのほうが時間がかかってくる可能性がございます。これは逆のケースもあると思うのですけれども、規制緩和の効果という意味では、知事部局のほうが時間がかかるのではないかと考えられる事業者さんもいらっしゃいました。

こうしたことを踏まえて、私どもが考えてございますこれを全国展開した場合の効果と弊害という点でございますけれども、先ほど申し上げたように、インターネットの販売が大宗を占めている形になってございますので、地方競馬の主権者の中で新たに小規模場外だけではなく場外施設自体をつくっていく要望が現時点で全くないということでございますので、仮に小規模場外であったとしても、なかなかその効果は認められないのではないかと思います。

また、一般的な小規模場外は、この大須のところもそうなのですが、4窓しかないの、人通りが大変多いところでどうしてもつくらなければいけないということになってくると、そういう人通りがたくさんあるところになると、周辺地域の文教上、公衆衛生上の影響が大変大きくなりますので、そうしたエリアでつくっていく場合には、周りとの調和でございますとか、先ほど申し上げたような20歳未満の方の馬券の購入の制限、ギャンブル依存症対策の着実な実施ということについて、そういったことを許可されるべき知事部局でしっかり見ていただかなければいけないということがあると思いますけれども、果たしてそれがノウハウがない中で行えるのかどうかは懸念しているところでございます。

あとは、これは競馬場を主催している県であれば一定のノウハウがあるかもしれませんが、場外馬券場は当該県以外のところでもつくるのが可能なので、例えば愛知県ですと隣の岐阜県に競馬場がありますけれども、その隣の滋賀県では競馬場がないのですけれども、そういったところが例えば場外馬券場を小規模でつくりたいといったときに、競馬に関するノウハウは一切ないようなところで果たしてそういう適切な判断ができるのかどうかについて、我々としては懸念をしているということでございます。

国の立場で申し上げますと、先ほど申し上げたように、20歳未満の方々の馬券の購入の制限でございますとか、ギャンブル依存症の関係は最近すごく声が大きくなっていることもございますので、そういった点に配慮しながらやっていかなければいけないので、こういった小規模場外を規制で緩和していくというのが社会的に許容されるのかどうかは懸念をしているということでございます。

あと、競馬はギャンブルという一定の性格がありますので、地域社会の悪影響の軽減だとか、先ほど申し上げた依存症対策というのは最重要事項になってございますので、現在行っている取組からの後退というイメージを持たれることは、競馬産業自体に対するマイナスになって、ひいては今、売上げが徐々に伸びてきていますけれども、その売上げの減少にもつながるおそれがあるのではないかと懸念をしているということでございます。

結論でございますけれども、愛知県競馬組合の特定事業については、現在弊害が生じているということではないので、現時点での施設としての継続は望みますけれども、新しく全国に展開していくような環境には現時点ではないのかと思っているところでございます。ですから、そういった点を踏まえて、慎重に御検討いただければと思います。

私からは以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

では、委員の皆様からの御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですかね。

では、評価意見案を事務局から御紹介をいただきたいと思います。

(曾我参事官) 承知しました。

96/115を御覧いただきたいと思います。こちら、1010の評価意見案でございます。

「⑤評価」、その他(今後5年毎に状況の把握を行い、売上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。)としております。

次のページを御覧いただきたいと思います。「⑦今後の対応方針」、本特例措置について、関係府省庁は、今後5年毎に状況の把握を行い、売上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う、こういった形になっております。

以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

この評価意見案について、何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

(藤村委員長) では、この評価意見案を私どもの委員会の評価意見として取りまとめを行いたいと思います。

どうもありがとうございました。

(農林水産省水野課長) ありがとうございました。

(農林水産省退室)

(文部科学省入室)

#### 「学校設置会社による学校設置事業(特例措置番号816)」

(藤村委員長) 続きまして、特例措置番号816「学校設置会社による学校設置事業」について、事務局より説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

資料、今回の案件は前年度に引き続きの評価ということで、調査結果については前年度やっておりますので、98/115を御覧いただきたいと思います。816についてということでございます。

「④特区における規制の特例措置の内容」、御案内かと思いますが、株式会社が学校を設置することを可能とする特例措置です。

「⑤評価」についてです。是正(規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要するもの)となっております。

⑥としまして、⑤の評価の判断の理由等でございます。こちら、概要を御紹介させていただきます。

一番上の○でございます。前年度に行った調査等に基づき、以下の事項等を実施したと

ということで「（１）特区申請マニュアルの更新（令和５年８月）」、地方公共団体が特区申請を行う際のマニュアルについて、評価を通じて見られた課題等を踏まえて主に以下の旨を追記ということで、①資産要件の基準について、②地方公共団体の指導監督体制の充実のための職員配置について、③セーフティーネットについてということで追記をしております。

「（２）認定地方公共団体に対する通知の発出、説明会の実施（令和５年９月）」、認定を受けた各地方公共団体に対し、令和５年９月11日付で通知を発出しております。その下のポツでございます。令和５年９月20日、説明会を実施しております。必要な改善や法令遵守状況の提出を求めています。

その下の○でございます。令和５年９月以降に関係府省同席にて実施した点検調査にて発覚した法令違反・不適切事例について、ざっと御紹介をさせていただきます。一番上のポツですが、構造改革特区計画の変更申請や自治体への認可の申請手続などがなされていないにもかかわらず、あたかも認可済みであるかのような新たな学習等支援施設のホームページが開設されていた、その下、適切な免許を持たない教員が面接指導を実施していた、その下、特区外で面接指導が実施されていた、こういった事例がございました。

一番下の○でございます。上記（２）に基づく各認定地方公共団体からの報告において見られた主な法令違反・不適切事例は以下のとおりということで、案件が寄せられております。99/115ページを御覧いただきたいと思っております。案件のうちの一部を御紹介させていただきます。上から２つ目のポツですが、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が置かれていない４件、その下、添削指導が正誤の記載のみなどとなっており、解説や自学自習のためのアドバイスの記載がない５件となっております。

その下の○についてでございます。本特例措置については、令和４年度に実施した評価・調査委員会の調査において、英語教育、不登校、IT・デジタル、学び直しなど特色ある教育機会を提供する場として機能している点や、公立学校との交流授業、地元住民との積極的交流、地域における生涯学習への寄与などによる地域活性化の効果が見られたなどの肯定的な回答がある一方、関係府省庁による調査においては、法令違反や不適切な事例が多数見られた。また、令和５年度の改善通知に基づく報告により、依然として法令違反や不適切な事例が継続していることが分かった。本特例措置の活用事例の大半は広域の通信制高等学校であるが、法令違反・不適切事例が引き続き多数存在することに加え、その中には、学校設置会社への指導監督を担う認定地方公共団体が認知できていないものもあつことや、令和４年度に実施した調査において、年間を通じて一度しか学校の運営状況を確認していないと回答した自治体も存在することなどから、認定地方公共団体の指導監督体制等の改善が求められる。

「⑦今後の対応方針」について御紹介をさせていただきます。本特例措置においては、平成24年度も是正措置が講じられたことを踏まえ、以下のとおりとする、構造改革特区基本方針を次のように改正するというので、２つ事項が挙げられております。同意の要件

に各種法令遵守、既に他の地域等において認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社の場合は既存校が適切に運営されていることなどを盛り込む。恒常的な指導監督に係る記載を強化。関係府省庁は、認定地方公共団体、学校設置会社等に対して、法令違反・不適切事例の再発防止のための周知・指導の徹底を図るとともに、今般の是正措置が弊害の予防等につながったかも含め、改善状況について確認・検証の上、評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を実施する。関係府省庁は、常時、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。関係府省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、引き続き相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校法人化を支援する。

以上でございます。

(藤村委員長) 分かりました。

では、所管省庁であります文部科学省より説明をお願いいたします。

(文部科学省小久保室長) ありがとうございます。文部科学省の行政改革推進室長の小久保と申します。

私どもから今回の件につきまして補足をさせていただければと思います。

この株式会社立の学校事業につきましては、これまで先生方も御案内のとおり、令和4年度の文科省の調査において大きく3つの面から課題がございました。学校経営面で申し上げますと、制度開始から今までの間で、高校でいえば1割の学校は廃校し、3割は学校法人化をしております。大学においても学校が廃校したり、学部の廃止があったりなど、安定性や継続性に懸念があるものと考えております。教育研究面で申し上げますと、10年前の是正対象となりました特区区域以外での教育活動に該当する例をはじめとして、引き続き法令違反や不適切な教育活動が多数行われています。それから、地方公共団体の管理体制の面で申し上げますと、特区法で義務付けられた学校評価の結果が公表されていないことや、そもそも自治体に教育事務の経験者が担当者としていない状況が7割の自治体で見られるということを、昨年春に御報告させていただきました。昨年の委員会で特に自治体の状況について課題があることを御認識、御理解いただきまして、こういった課題の検証と改善措置の検討、対応を行うことが必要だという旨を御提言いただいたところであります。

先ほど内閣府の曾我参事官からも御説明がありましたとおり、文部科学省としましては、この子供たちの教育環境が一刻も早く改善されることが大事だという考えの下で、内閣府とともに、その必要な改善策を緊密に連携させていただきながら進めてきたところであります。ただ、その結果、これも先ほど曾我参事官から御説明がありましたけれども、98ページから99ページにあるような法令違反や不適切な事例があるといったことが分かったところでございます。重複するところは申し上げますけれども、例えば98ページの下から2つ目の○で申し上げますと、我々と内閣府さんの同席による点検調査を行った事例として、まさに記載のとおりのような事例がございました。これは生徒や保護者に対して誤解を与えたり、生徒に不利益を与えたりしかねない状況なのではないかということで、強い

懸念を持っているところでございます。

また、99ページ、ページの変わり目ですけれども、まさにこの調査をさせていただいて、自治体から御報告をいただいたわけですから、御説明のあったような法令違反や不適切な状況と記載をしております件数としては、これは延べ数で60件近くございました。全体ではそうあったと認識をしておりますし、また、自治体の回答には含まれていなかったのですけれども、文部科学省で各学校のホームページ等の確認を通じ、自治体が回答できていないと思われるような法令違反や不適切な事例が、11の自治体で25件、我々の認識としてはあったと受け止めております。多くの自治体で法令違反や不適切な事例を認知ができておらず、また認知していても回答できていないのではないかとということもありまして、我々としてはそういった自治体の状況、指導監督ができるかという部分を大きく懸念する状況であります。

意見の案にも記載をいただいておりますけれども、まさに引き続き多くの課題が継続している中で、子供たちの学ぶ環境の確保、学校教育の水準確保というところから、文部科学省としてはこの制度の状況について懸念を持っているところであります。

⑦のところも先ほど参事官から御説明がありましたけれども、今般是正という意見をもしいただくこととなりますれば、10年前に引き続いて2回目になりますので、国としては非常に重く受け止める必要があると思います。文部科学省として、内閣府さんと十分に連携をしながら必要な是正改善策を講じたいと思いますし、また、記載がありますとおり、将来的な話ですけれども、今般の措置が弊害の改善・予防につながったかどうかを含めて確認・検証を行って、仮に改善されない場合には、2回是正となりますれば、その先ということで、この制度の全体の在り方に関して踏み込んだ議論も必要になってくるのではないかとこの考えも持っているところであります。

長くなりまして、すみません。最後に、この特区においては年に複数回申請を受け付ける期間があると思いますが、仮に今回是正の意見をいただいたこととなりますれば、状況を改善していくことはもとより、新しい申請をお考えになっている自治体もある可能性はございますけれども、今般の課題を踏まえて、新たに申請するかどうか、しっかり自治体さんや事業者さんに考えていただく必要があるのかと思います。これについては内閣府さんとともに引き続き適切に対応していきたいと思っております。

私からは以上でございます。

(藤村委員長) どうぞ。

(文部科学省田中参事官) 委員長、ありがとうございます。

私、高校担当をしております参事官の田中と申します。

今回の問題、ほとんどが高等学校に係る違法、不適切、それも広域通信制に係るものがほぼ全てでございますので、その担当として若干補足をさせていただきます。

先ほど内閣府様から、それから、室長の小久保からも説明いたしましたけれども、去年に引き続いて調査を実施した。特に昨年、なかなかこれは課題があるということ委員会

でも御議論いただいた上で、昨年9月に各自治体に調査をして、私どももいろいろ各学校、内閣府さんと一緒に訪問もしております。

その中で、ここに書いていませんが、具体的にどのような問題があったのかを若干紹介させていただきます。例えば割と最近認められた特区の高校なのですけれども、内閣府さんとの手続、我々文科大臣が同意して、2,500人の定員をもともと上げてきていました。2,500人の生徒、これは高校としては相当大きい規模です。これをちょっと過大ではないか、体制的に無理だから1,500人にしましょうということで、そのときには1,500人で納得したのですが、蓋を開けてみたら2,500に戻っていました。政府として認定したことを覆すようなことを、ある自治体は、ここでは具体名は申し上げませんが、やっている実態がございます。

それから、別の学校か同じ学校かは言いませんけれども、高校のほかに学習等支援施設、いわゆるサポート施設やサテライト施設というものがあります。そういったところで苦情が寄せられておまして、何かというと、そちらのお金を払わないから転校させないと。それはおかしな話でして、もちろんお金は払わなくてはいけないのですけれども、だからといって転校しないとどんどん学費の負担は増えてしまいます。そのようなことはいかかなものかということは、大分厳しく指導させていただきました。

あるいは添削問題を見ましても、なかなか申し上げにくいのですが、例えば「コミュニケーション英語Ⅰ」という科目があります。その科目の試験の中で、英語の知識・技能を問う問題として「何々できる」という意味の助動詞は何でしょうか、答えは「can」です、これで高校の問題となっている。こういった問題について、生徒が数分で終了するような内容であったり、今、申し上げたようにとても高校教育とは思えないようなことをやっているところがありまして、これに関しましては、内閣府さんとともにそれぞれ認定地方公共団体に対して改善を強くお願い申し上げているところです。

先ほど来、60件近くの不適正な点があったということをお知らせしましたが、それ以外にも小久保からも申し上げましたように、地公体が把握できていない課題がありまして、これはどうしても指導監督能力に課題があると言わざるを得ないと思っております。この根本は、高校は本来は都道府県が認可するのですが、特区に関しては市町村、それもこの特区はほぼ地方の小規模な町村が廃校利用などの観点で使っているケースが正直多いです。そういった中で、なかなか高校をしっかり指導する十分な実力がないこと。さらに言うと、町、村は学校に来てほしいと誘致しているわけです。そこが客観的な監督ができるかというと、構造的にも厳しい部分がありまして、この辺りは今回もし是正という御判断をしていただけるのであれば、この是正策を踏まえてしっかり私どもとしても内閣府さんとともに指導してまいりたいと思っております。

その上で、ここの場で御議論いただくことではないと思うのですが、1点申し上げさせていただきますけれども、今回もし是正という御判断をいただけるのであれば、閣議決定されます構造改革特区基本方針、これは恐らく夏頃に改正されるのかと思っております。

一方で、内閣府さんにおかれましては、毎年春には新規の提案募集、新しく手を挙げてくださいという募集が来まして、現に関心を持っていらっしゃる自治体もあると認識しております。私どもとしては、もし今回是正という判断が下されるのであれば、構造改革特区基本方針が変わってから、是正の措置が閣議決定レベルで決められてから募集をしたほうがいいのではないかと。駆け込み応募のようなものはないと思っておりますが、引き続き内閣府さんと御相談してまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上です。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、御意見、御質問をお願いしたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

どうぞ。

(工藤委員) オンライン参加の工藤でございます。

質問1つとコメントをお願いさせていただきたいと思います。

質問ですが、今回指摘事項が非常に多くて問題があるのが高校である、しかも通信制ということで、割と問題点をはっきりしているのかと伺いました。その上で、質問させていただきたいのは、例えば全体ではなくて高校についてのみ何らかの是正措置を取る場合でも、全体の閣議決定が必要なのかどうかと、今回問題点としては特定のところに集中しているので、そこについて何らかのもっと監督をしっかりとるか、そういったことである場合には、恐らく閣議決定の必要のあるような是正措置ではなくなるのかと思うので、その辺についてどのような対応がそもそもあるのかというメニューについて教えていただければというのが質問になります。

その上で、コメント1つです。既に御指摘いただいておりますように、全体としては非常に趣旨とか、今までの成功事例もあるということで、問題点が割とはっきりしている事例かと思えます。その上で、メニューがたくさんある中で一部に問題がある場合、そのところを集中的に監督あるいは指導していくことで全体の足を引っ張らないという方向もあるのかと思いましたので、もし可能でしたらそういった方向性についても御検討いただければというのがコメントになります。

では、質問についてよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

(藤村委員長) 事務局、どうぞ。

(曾我参事官) 基本方針の改正の関係なので、私からまず御回答と思ってお話をさせていただきたいと思います。

「⑦今後の対応方針」のところに、構造改革特区基本方針を次のように改正するというところで、その内容は2つの軸を挙げられておりまして、こういった内容の改正を図ることを考えているところでございます。先生の御指摘のとおり、広域通信制の高校だけに限ってこういう措置を取りますよというやり方もあると思うのですけれども、今回の中身に関

しましては、同意要件に各種法令遵守ですとか、恒常的な指導監督に係る記載を強化となっております。ほかの小学校や大学においてもこういった規制は必要かと私どもでは考えまして、通信制高校だけでなく、小学校、大学の可能性もありますので、そういった形、共通のルールを改めましょうということで案を御用意させていただいたところでございます。

お答えになっているか分からないのですが、一旦こちらで回答とさせていただきます。

(工藤委員) 御回答ありがとうございました。その確認でございます。

そうであれば、全体についてこのような形で盛り込むこと、そういう方針であるということでした。ありがとうございました。

(藤村委員長) コメントについてはいかがですか。

(文部科学省田中参事官) 高校担当参事官の田中でございます。

御質問いただいた件で、現実に中学校なども理論上はなり得るものですし、特に高校以下は自治体が所管するので、通信制高校は問題があるというか、現に動いている、そもそも新しくどんどんできているのが通信制高校だけで、大学も新しくできていない状況がある中で、問題が明確化しているのが通信制高校というだけでして、ほかのものに課題がないのかというと、それはかつての評価でもいろいろ課題が出ていましたので、私が高校を強調し過ぎましたが、そこは必ずしも高校だけの問題ではないと思っています。

今後のことにつきましては、これは制度としては内閣府さんのほうで所管されたものを、私ども教育を所管する立場、それから、大臣の名前で同意をする立場で関わらせていただいております。一番大事なのは、学ぶ子供たちあるいは学生もいますけれども、その教育環境をしっかりとすること。それから、通っている学校が急に潰れてしまうということは、お店を選ぶのとは違って人生に大きく関わるような話ですので、その辺り、問題が生じないように、私どもとしては内閣府さんとともに今回御提言いただく措置をまずしっかり実施をして、しっかり指導して、それでも課題がありそうだというときには、先ほど室長の小久保からも話がありましたし、「⑦今後の対応方針」でも書いていただいておりますけれども、さらなる手当てあるいは制度の根本的な見直しについて議論すべく、私どもとしてもこれからしっかり対応していきたいと考えております。

(藤村委員長) では、小久保さん、どうぞ。

(文部科学省小久保室長) 補足させていただきます。

小学校においても、昨年度の評価で申し上げましたとおり教員体制に少し課題がある部分とか、大学におきましても、今回記載があるように、大学全体の体制としての課題が見られたかと思っていますし、今回この半年の間にも対応させていただきましたが、ほかの特区であった課題を自分たちの特区、自分たちの自治体でも起こり得るかもしれないと認識をしていただいて、改善といいますか、気をつけていただくことが重要なのではないかと思います。だからこそ、昨年の秋に全自治体の方に集まっていただき、個々の調査で見

られた弊害をお知らせさせていただいたところでありますので、引き続き、学校種問わず起こり得るものとして、しっかり対応ができればと思います。

以上です。

(藤村委員長) 分かりました。

これは問題が多いというお話なのですが、ちゃんとやっていらっしゃるところもあるわけですね。そこはあまり少ない。

(曾我参事官) 実証的分析を歴年にわたって試みているのですが、実証的にどうかというと、まだ模索中というところがございます。

(藤村委員長) どうぞ。

(安楽岡審議官) その辺の実態把握、ポジティブな面も含めて私どもももっと今回の是正の御意見を踏まえてしっかり文科省さんと一緒に実態把握をして、改めるべきところは改め、いいところはしっかり生かしていくという観点で、しっかりフォローしていきたいと思っております。

(藤村委員長) 私は、長らく専門職大学院の教員をやっておりました。大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価委員会の委員長もやっていたのですが、株式会社立の専門職大学院があるのですが、大学という枠組みでずっとやってきた我々と株式会社立で専門職大学院を立ち上げたところと相当考え方が違うということで、認証評価の段階では不適合を出したこともあります。不適合を出すことによってよくなる例もありましたので、今回対象になっておりますところも改善をどんどんしていってこれればいいのですけれども、それが見られない場合にどうするかというのは、これはまた次の課題かとも思います。

どうぞ。

(安楽岡審議官) この特例に関する議論ですが、論点が幾つかあるかと思っていまして、もちろん株式会社立という運営体制がいいのかどうかというのも一つの大きな論点かと思うのですが、今回議論の主眼は高校の通信制、これは別に学校法人であってもいろいろな課題も指摘されていると思っておりますので、通信制高校全体に関わる問題、その中で株式会社立はどうかということ、通信制の問題も恐らくあるのだろうと思います。もう一つは、文科省からも御指摘がありましたけれども、高等学校の監督体制が不慣れな市町村がやられているところも、この特例の一つのファクターかとも思います。その3つがいろいろ絡み合っただけで課題が生じている気もしますので、そこを整理しながら議論していくことも大事かと思っております。

(藤村委員長) 分かりました。

この委員会としての評価意見をまとめる必要があるのですが、評価意見案、98/115、99/115の2ページですね。先ほど事務局から御紹介のありました評価意見案をもって委員会の評価意見案としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

特例措置番号816については以上でございます。

どうもお疲れさまでした。

(文部科学省小久保室長) ありがとうございます。

(文部科学省退室)

### 3. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について

(藤村委員長) 今日はもう一つ議題がございまして、議事の3ですね。「新たに適用された特例措置の評価時期の設定について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

100/115を御覧いただきたいと思います。「特定法人による農地取得事業」、1014でございます。資料4でございます。令和5年9月に措置された特例でございます。

一番下の欄に「～養父市法人農地取得特区～(令和5年12月認定)」とございますが、第1号案件が出ましたので、評価時期を設定していただくということになります。

102/115を御覧いただきたいと思います。調査スケジュール案としまして、関係省庁からスケジュール案が上がってきております。「①調査スケジュール」ということで、調査票作成・送付は令和8年9月、調査実施は令和8年9月から10月、調査票回収は令和8年10月、取りまとめは令和8年10月。

「②理由」としまして、本特例措置の対象となる特定法人による農地取得事業開始後、ある程度の期間が経過するまでは、農地取得による十分な実績を得ることができず、弊害の発生の有無等を判断することは困難であることから、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、調査については、特区認定の日から3年後をめぐりとした上記スケジュールにより行うことが適当であるという案でございます。

以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見、御質問がありましたらお願いをいたします。よろしいですかね。

(首肯する委員あり)

(藤村委員長) では、このスケジュール案をもって委員会の意見として了承することといたします。どうもありがとうございました。

議題は以上ですが、事務局から何かございますでしょうか。

### 5. 閉会

(藤村委員長) それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。